「バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）エス　ｌエンホッフ　一エイ　アエロゴルフ　センターエー
ホ　「バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）エス　ｌル　二―四　バーティゴ　ビルディング―ポラリスエー」を　「バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（ルクセンブルグ）エス　ｌル　二―四　バーティゴ　ビルディング―ポラリスヌ・リュペ　「バイエリッシェ　ヒポ　ウント　ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アム　トッヒに、「バイエリッシェ　ヒポ　ウント　ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　アム　トッヒフェラインスバンク　アーゲ　ｌヤーパーク　十六を「ウニクレジット　バンク　アー　ゲー」ドイツ連邦共和国　ミュンヘン市　カルディナール・ファウルハー　バー通り一」に改め、ダイワ　セキュリティーズ　トラスト　アンド　バンキング（ヨーロッパ）ピーエルシーの項の次に次のように加える。

ドイチェ　ヴェルトパピアサービス　バンク　アーゲー　ドイツ連邦共和国　フランクフルトアムマイン市　ヴィルドゥンガーストラッセ　十四

○法務省告示第百二十七号

大阪市港区役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年四月十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、港区役所又は大阪法務局に照会すること。

平成二十三年三月十八日

法務大臣　江田　五月

大阪市港区石田元町二丁目六十三番地の四

宇畑マツコ

○法務省告示第百二十八号

石川県金沢市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十三年四月十八日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば金沢市役所又は金沢地方法務局に照会すること。

平成二十三年三月十八日

法務大臣　江田　五月

石川県石川郡湯涌谷村字茅原ロノ六十二番地

向　八三郎

○財務省告示第八十五号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七条第一項の規定に基づき、指定保税地域として次の場所を指定し、平成二十三年三月二十二日から適用する。

平成二十三年三月十八日

財務大臣　野田　佳彦

徳島小松島港コンテナターミナル指定保税地域

一　土地

徳島県小松島市和田津開町字四〇七番にある北緯三三度五九分四二秒、東経一三四度三七分二一秒の地点を起点とし、同起点から一四八度五六分二四秒の方向に引いた線上二一七・二一五メートルの地点をアとし、同地点から二三八度五六分二三秒の角度で引いた線上八七・七〇二メートルの地点をイとし、同地点から二二一度三一分三一秒の角度で引いた線上二三七・二六一メートルの地点をウとし、同地点から三二八度五六分二四秒の角度で引いた線上二六七・五六五メートルの地点をエとし、同地点から五八度五六分二四秒の角度で引いた線上一七〇・三二二メートルの地点をオとし、同地点から一四八度五六分二四秒の角度で引いた線上三・四〇〇メートルの地点をカとし、これらの地点と起点とを順次結んだ線によって囲まれる土地七五、六〇七・一一平方メートル

二　建設物その他の施設

㈠　名　称　赤石岸壁二
　　所在地　徳島県小松島市和田津開町字北四〇七番
　　構　造　重力式スリットケーソン
　　面　積　五〇九・八三平方メートル

㈡　名　称　徳島小松島港コンテナターミナル・コンテナフレートステーション
　　所在地　徳島県小松島市和田津開町字北四〇一番
　　構　造　鉄骨造平家建
　　面　積　三、一七四・九一平方メートル

○財務省・農林水産省告示第六号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月十八日

財務大臣　野田　佳彦
農林水産大臣　鹿野　道彦

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘五毛
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分六厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年七厘五毛
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十二年以下	年一分一厘五毛
十二年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十五年以下	年一分三厘五毛
十五年を超え十六年以下	年一分四厘五毛
十六年を超え十八年以下	年一分五厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分六厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○文部科学省告示第四十号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十三年四月一日から施行する。なお、行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所の場所を告示する件（平成十三年文部科学省告示第三十九号）は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十三年三月十八日

文部科学大臣　髙木　義明

東京都千代田区霞が関三丁目二番地二号　文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室